

答 申

諮問 1 新型コロナウイルスワクチン予防接種にかかる中部市町共同予約システムの構築について

本件は、新型コロナウイルスワクチン予防接種を開始するにあたり、鳥取県中部 1 市 4 町で共通の予約システムの導入が予定されているが、仕様が全市町で同じアカウントを利用し、他の自治体の予約者の個人情報が見覧可能となっているものであることから、このように個人情報を利用することが、本町個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 1 号から第 6 号に定められた、個人情報を目的外利用及び外部提供できる場合に該当しないと判断されるため、同条第 1 項第 7 号に基づき当該予約システムの利用の可否について諮問されたものである。

実施機関によると新型コロナウイルスワクチンの予防接種については、副反応の発現割合が明確になっておらず、接種の可否については個々の健康状態を把握しているかかりつけ医の判断が必要である。本町では中部管内の他の市町にかかりつけ医を持っている住民が多くいるが、国の指導では予防接種を住所地で受けることになっており、他の中部市町のかかりつけ医で予防接種を受けるためには、住所地外接種申請を行う必要がある。中部の市町が共同で予約システムを構築することで、住所地外接種の申請をすることなく町外のかかりつけ医での接種が可能となり、医療機関及び自治体の負担が軽減され、短期間に多数の対象者の接種計画を円滑に進めることができるとのことである。

前記の利点や早急な対応が必要なことを考慮すると、今回の共同予約システムを使用することで本町の予約者の個人情報を他の市町も見覧できてしまうことは、同条例第 8 条第 1 項第 5 号に定める「他の地方公共団体等への個人情報の提供」には厳密には該当しないが、やむを得ないと判断できること、また本システムでの個人情報の利用は事務の遂行に必要な限度であり、当該個人情報を利用することに相当の理由があると判断できることから、同条例第 8 条第 1 項第 5 号に準じた事務であると捉え、この場合の個人情報の利用及び提供は妥当と判断する。

なお、個人情報の取り扱いにあたっては、十分注意していただくとともに、他の地方公共団体にもその旨を働きかけていただきたい。